破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１６６号
宮城県岩沼市栄町１丁目１番15―117号
債務者　堀　　廣幸
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
福島県白河市郭内115番地２
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　美一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
石川県かほく市宇野気リ220番地３
債務者　中井　友邦
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　光代
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
石川県かほく市宇野気リ220番地３
債務者　中井美智子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　光代
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
盛岡市境田町４番76号　メゾンサカイダ201号
債務者　荒井　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　研介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８２２号
横浜市西区中央２丁目11番９―201号
債務者　齋藤　孝平
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４号
栃木県宇都宮市今泉町3009番地１　スカイハイツ恵507
債務者　村山　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅木　一希
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６４号
横浜市戸塚区上倉田町1863番地　グランディオーズマンション101号
債務者　八木　裕助
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　美緒
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４号
静岡県袋井市川井1397番地の１
債務者　平田　和美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
栃木県大田原市前田42番地
債務者　安藤　　孝
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
4　破産債権の届出期間　平成24年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３０号
栃木県鹿沼市緑町３丁目５番20号
債務者　島田　孝夫
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３１号
栃木県鹿沼市下武子町188番地52
債務者　島田　輝彦
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３２号
栃木県鹿沼市下武子町188番地52
債務者　島田　順子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４号
島根県出雲市古志町172番地５、前住所松江市比津が丘４丁目２番７号
債務者　加納　隆明
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　洋輔
4　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
松江地方裁判所出雲支部